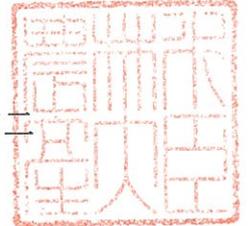


29統計第257号

平成29年5月19日

総務大臣 殿

農林水産大臣 山本 有二



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に關係書類を添えて、申請します。

記

木材統計調査

主管部課	大臣官房統計部生産流通消費統計課		
事務担当者	統計管理官 守屋 公二	電話	03 (3502) 5665 e-mail koji_moriya440@maff. go.jp



申請事項記載書（案）

- 1 調査の名称 木材統計調査
2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>1～2 (略)</p> <p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 ア 基礎調査票 イ 全国 ウ 製材月別調査票 全国の素材消費量のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び国有林材供給調整対策において重点的に生産・消費動向の把握を実施する都道府県 立 合単板月別調査票 全国</p> <p>(2) 属性的範囲 ア 基礎調査票 日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）に掲げる中分類「木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち、「一般製材業」、「単板（ベニヤ）製造業」、「木材チップ製造業」及び「集成材製造業」に属する事業所 ただし、「一般製材業」に属する事業所は、出力数7.5kW以上の製材用動力を有する事業所 イ・ウ (略)</p> <p>4 報告を求める者 (1) 数 ア 基礎調査票 約2,800（母集団の数 約6,900） イ 製材月別調査票 約500（母集団の数 約5,000） ウ 合単板月別調査票</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 調査対象の範囲 (1) 地域的範囲 全国</p> <p>(2) 属性的範囲 ア 基礎調査票 日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）に掲げる中分類「木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち、「一般製材業」、「単板（ベニヤ）製造業」、「木材チップ製造業」及び「合板製造業」に属する事業所 ただし、「一般製材業」に属する事業所は、出力数7.5kW以上の製材用動力を有する事業所 イ・ウ (略)</p> <p>4 報告を求める者 (1) 数 ア 基礎調査票 約4,900（母集団の数 約8,500） イ 製材月別調査票 約1,200（母集団の数 約6,700） ウ 合単板月別調査票</p>	<p>製材月別調査における調査対象都道府県の変更による変更</p> <p>基礎調査における調査対象の追加（LVL、集成材及びCLT）による変更</p> <p>基礎調査のうち製材工場に係る調査及び製材月別調査における標本設計の変更並びに基礎調査における調査対象の追加（LVL、集成材及びCLT）による変更</p>

<p>約 70 (母集団の数 約 190)</p> <p>選定の方法 (<input checked="" type="checkbox"/> 全数 <input type="checkbox"/> 無作為抽出 <input type="checkbox"/> 有意抽出) 工場一覧表を母集団名簿として利用する。 工場一覧表は、事業所母集団データベースから抽出する 3</p> <p>(2) 該当する事業所について、基礎調査の実施に先立ち、<u>地方農政局等の長</u> (注1) が、<u>調査実施年の前年の基礎調査の調査票及び木材統計調査名簿</u> (基礎調査を実施しなかった工場を対象に地方自治体等からの情報収集により作成する。なお、地方自治体等からの情報が得られなかった工場については当該工場への情報収集又は郵送回収により作成する。) により作成する母集団名簿であり、この工場一覧表で把握した工場について、次のアからウまでのとおり報告者を選定する。</p> <p>ア 基礎調査票 産業分類に掲げる中分類「一般製材業」、「単板 (ベニヤ) 製造業」、「木材チップ製造業」、「合板製造業」及び「<u>集成材製造業</u>」に属する事業所を母集団として、全数階層と標本階層に区分し、全数階層はすべてを報告者と し、標本階層は任意系統抽出方法により報告者を選定する (抽出方法は、別添 1 を参照)。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3) 報告義務者 ア 基礎調査票 製材、木材チップ、単板、合板、LVL、集成材又は CLT の生産を行う事業所 (以下「製材工場等」という。) を代表する者</p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>約 70 (母集団の数 約 200)</p> <p>選定の方法 (<input type="checkbox"/> 全数 <input checked="" type="checkbox"/> 無作為抽出 <input type="checkbox"/> 有意抽出) 基礎調査の実施に先立ち、地方農政局等 (注1) の長が作成する工場一覧表 (調査実施年前年の基礎調査結果及び基礎調査を実施しなかった全工場を対象に地方自治体等からの情報収集により作成) を母集団名簿として利用する。</p> <p>ア 基礎調査票 産業分類に掲げる中分類「一般製材業」、「単板 (ベニヤ) 製造業」、「木材チップ製造業」及び「合板製造業」に属する事業所を母集団として、全数階層と標本階層に区分し、全数階層はすべてを報告者とし、標本階層は任意系統抽出方法により報告者を選定する (抽出方法は、別添 1 を参照)。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3) 報告義務者 ア 基礎調査票 製材又は木材チップ、単板若しくは合板の生産を行う事業所 (以下「製材工場等」という。) を代表する者</p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>一部対象は全数調査を実施することによる変更 母集団名簿である工場一覧表の作成方法を明確化する観点から変更</p>	<p>5 報告を求めめる事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求めめる事項 (詳細は、調査票 (別添 2 - 1 ~ 2 - 3) を参照)</p> <p>ア 基礎調査票 ①製材に用いる動力の出力数、②素材の入荷量 (転売量を含む。以下同じ。)、消費量及び在庫量、③製材品の出荷量及び在庫量、④木材チップの生産量及び在庫量、⑤合板及び LVL の単板消費量、生産量及び在庫量、⑥集成材及び CLT のラミナ消費量、生産量及び在庫量</p> <p>イ・ウ (略)</p>
<p>基礎調査における調査事項の簡素化及び調査対象の追加 (LVL、集成材及び CLT) による変更</p>			

(2) (略)	(2) (略)	(2) (略)
6 (略)	6 (略)	6 (略)
7 報告を求めめる期間	7 報告を求めめる期間	7 報告を求めめる期間
(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)
(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限	(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限	(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限
ア 基礎調査票	ア 基礎調査票	ア 基礎調査票
イ 製材月別調査票及び合単板月別調査票	イ 製材月別調査票及び合単板月別調査票	イ 製材月別調査票及び合単板月別調査票
調査票の配布：毎年1月上旬	調査票の配布：毎年1月上旬	調査票の配布：毎年1月上旬
調査票の回収：毎年1月11日～2月末日	調査票の回収：毎年1月11日～2月末日	調査票の回収：毎年1月11日～2月末日
製材月別調査票及び合単板月別調査票	製材月別調査票及び合単板月別調査票	製材月別調査票及び合単板月別調査票
調査票の配布：毎年1月上旬（1年分を一括して配布）	調査票の配布：毎年1月上旬（1年分を一括して配布）	調査票の配布：毎年1月上旬（1年分を一括して配布）
調査票の回収：調査実施月の16日	調査票の回収：調査実施月の16日	調査票の回収：調査実施月の16日
8 集計事項	8 集計事項	8 集計事項
前記5(1)に掲げる事項について、地方農政局等において、都道府県別及び森林計画区（森林法（昭和26年法律第249号）第7条第1項により定められた森林計画区をいう。）別に集計し、農林水産省において、地方農政局等が作成した都道府県別及び森林計画区別の結果に基づき、全国結果表を作成する。	前記5(1)に掲げる事項について、地方農政局等において、都道府県別及び森林計画区（森林法（昭和26年法律第249号）第7条第1項により定められた森林計画区をいう。）別に集計し、農林水産省において、地方農政局等が作成した都道府県別及び森林計画区別の結果に基づき、全国結果表を作成する。	前記5(1)に掲げる事項について、地方農政局等において、都道府県別及び森林計画区（森林法（昭和26年法律第249号）第7条第1項により定められた森林計画区をいう。）別に集計し、農林水産省において、地方農政局等が作成した都道府県別及び森林計画区別の結果に基づき、全国結果表を作成する。
詳細については、別添3を参照。	詳細については、別添3を参照。	詳細については、別添3を参照。
9 調査結果の公表の方法及び期日	9 調査結果の公表の方法及び期日	9 調査結果の公表の方法及び期日
(1) (略)	(1) (略)	(1) (略)
(2) 公表の期日	(2) 公表の期日	(2) 公表の期日
全国結果表の概要を以下の期日までに公表し、詳細については逐次公表する。	全国結果表の概要を以下の期日までに公表し、詳細については逐次公表する。	全国結果表の概要を以下の期日までに公表し、詳細については逐次公表する。
ア 基礎調査票	ア 基礎調査票	ア 基礎調査票
調査実施年の4月末日まで	調査実施年の翌年4月20日まで	調査実施年の4月末日まで
イ 製材月別調査票及び合単板月別調査票	イ 製材月別調査票及び合単板月別調査票	イ 製材月別調査票及び合単板月別調査票
調査実施月の25日まで	調査実施月の翌月の25日	調査実施月の25日まで
10～12 (略)	10～12 (略)	10～12 (略)

基礎調査において、税務申告書類作成時期との重複を避け、報告者負担の軽減を図るため、調査票の提出期限を変更

月別調査において、実態に合わせ、回収期限の正確性を期する観点から変更

基礎調査における調査対象の追加（LVL、集成材及びCLT）及び森林計画別集計の簡素化に伴う集計範囲の変更による変更

基礎調査における調査票の提出期限の変更及び調査結果の利活用時期を踏まえた公表期日の変更

月別調査において、公表期日の正確性を期する観点から変更

別添1 木材統計調査に係る標本の抽出方法

- 1 木材統計基礎調査（年次調査）
- (1) 製材工場
- 都道府県別に、調査前年に操業実績があった工場（以下「既存工場」という。）を調査前年の製材用素材の消費量（以下「素材消費量」という。）により、次のアからウまでのとおり規模階層区分を行い、規模階層区分ごとに標本を抽出する。
- なお、都道府県別の母集団工場数が3工場以下の場合、規模階層区分は行わず、全ての工場を標本とする。
- ア 第1階層
- 既存工場を素材消費量の最も多い工場から順に配列し、その累積素材消費量がその都道府県の素材消費量の70%を上回るまでの製材工場を第1階層とし、全ての工場を標本とする。
- イ 第2階層
- 既存工場を素材消費量の最も多い工場から順に配列し、その累積素材消費量がその都道府県の素材消費量の90%を上回るまでの製材工場から第1階層に属する製材工場を除いた製材工場を第2階層とする。
- 調査対象数は次の計算式により算出し、第2階層に該当する工場を、素材生産量の多い工場から順に配列した一覧表を用いて、系統抽出により標本を抽出する。
- $$\text{調査対象数} = \frac{\text{素材消費量(都道府県計)} \times 0.08(8\%)}{\text{第2階層の1工場当たりの素材消費量(平均)}}$$
- ウ 第3階層
- 既存工場のうち、第1階層及び第2階層に属する製材工場以外の製材工場を第3階層とする。
- 調査対象数は次の計算式により算出し、第3階層に該当する工場を、素材生産量の多い工場から順に配列した一覧表を用いて、系統抽出により標本を抽出する。
- $$\text{調査対象数} = \frac{\text{素材消費量(都道府県計)} \times 0.02(2\%)}{\text{第3階層の1工場当たりの素材消費量(平均)}}$$
- エ 新規調査階層
- 調査年に新規に操業を開始又は操業を再開した工場（以

別添1 木材統計調査に係る標本の抽出方法

- 1 木材統計基礎調査
- (1) 製材に係る事項に関する調査
- 地方農政局等の長は、調査の結果が十分な精度を有するよう以下の基準に従い標本数を算出の上、調査客体を抽出する。
- ア 大規模出力階層
- 調査前年の操業実績のある製材工場のうち、調査前年の製材用動力の出力数が75.0kw以上の工場とし、この階層は全ての工場を対象とする。
- イ 小規模出力階層
- 調査前年の操業実績のある製材工場のうち、調査前年の製材用動力の出力数が75.0kw未満の工場とし、この階層に含まれる工場のうちから1/3の抽出率により系統抽出の方法で標本を抽出する。
- ウ 新規調査階層
- 調査年に新規に操業を開始又は操業を再開した工場とし、この階層はすべての工場を対象とする。

基礎調査のうち製材工場に係る調査における標本設計の変更及び調査対象の追加（LVL、集成材及びCLT）による変更

上記の他、従前の標本の抽出方法を明確化する観点から変更

下「新設工場」という。)を新規調査階層とし、全ての工場を標本とする。

(2) 木材チップ工場
都道府県別、経営形態区分別(木材チップ専門工場及び製材又は合単板工場との兼営工場の別)に、既存工場を調査年前年の木材チップの生産量により、(1)に準じて規模階層の区分、調査対象数の算出及び標本の抽出を行う。

なお、都道府県別の母集団工場数が3工場以下の場合、規模階層区分は行わず、全ての工場を標本とする。

(3) 合単板工場
都道府県別、工場類型別(単板専門工場、普通合板工場及び特殊合板専門工場の別)に、既存工場を、単板専門工場にあっては調査年前年の単板製造用素材入荷量、普通合板工場にあっては調査年前年の普通合板生産量、特殊合板専門工場にあっては調査年前年の特殊合板生産量により、それぞれ(1)に準じて規模階層の区分、調査対象数の算出及び標本の抽出を行う。

また、都道府県別の母集団工場数が3工場以下の場合、規模階層区分は行わず、全ての工場を標本とする。

(4) 集成材工場
既存工場を、調査年前年の集成材生産量により、(1)に準じて規模階層の区分、調査対象数の算出及び標本の抽出を行う。

(5) CLT工場及びLVL工場
調査年前年にCLT又はLVLに係る操業実績があった工場及び新設工場の全てを標本とする。

(2) 木材チップ及び合単板に係る事項に関する調査統計部長は、調査の結果が十分な精度を有するよう以下の基準に従い標本数を算出し、地方農政局等の長に通知する。

ア 規模階層区分
木材チップに係る調査は都道府県別、経営形態区分別に調査年前年の木材チップ生産量により、合単板に係る調査は都道府県別、工場類型別に、単板専門工場は調査年前年の単板製造用素材入荷量、普通合板工場は調査年前年の普通合板生産量、特殊合板専門工場は調査年前年の特殊合板生産量により、以下のとおり規模階層区分を行う。

(7) 第1階層
木材チップ生産量の最も多い工場から順に配列し、その都道府県の木材チップ生産量の70%を上回るまでの木材チップ工場。

(4) 第2階層
木材チップ生産量の最も多い工場から順に配列し、その都道府県の木材チップ生産量の90%を上回るまでの木材チップ工場から第1階層に属する木材チップ工場を除いた木材チップ工場。

(7) 第3階層
第1階層及び第2階層に属する木材チップ工場以外の木材チップ工場。

(エ) 新規調査階層
調査年に新規に操業を開始又は操業を再開した工場。

注：合単板に係る調査の規模階層区分は、上記に準じる。
イ 調査を実施する調査客体数の算出
調査を実施する客体数は、木材チップに係る調査は都道府県別、経営形態区分別に木材チップ生産量のおおむね8割をカバーする調査客体数とし、合単板に係る調査は都道府県別、工場類型別に、単板専門工場は単板製造用素材入荷量、普通合板工場は普通合板生産量、特殊合板専門工場は特殊合板生産量のそれぞれのおおむね8割をカバーする調査客体数とし、規模階層区分別に下記のとおり算出した。

(7) 第1階層

- (4) 第2階層
この階層は全ての工場について調査を実施する。
この階層は抽出により調査を実施することとし、調査を実施する調査客体数を次のとおり算出する。
- $$\text{調査客体数} = \frac{\text{木材チップ生産量(県計)} \times 0.08 (8\%)}{\text{第2階層の1工場当たりの木材チップ生産量(平均)}}$$
- (5) 第3階層
この階層は抽出により調査を実施することとし、調査を実施する調査客体数を次のとおり算出する。
- $$\text{調査客体数} = \frac{\text{木材チップ生産量(県計)} \times 0.02 (2\%)}{\text{第3階層の1工場当たりの木材チップ生産量(平均)}}$$
- (エ) 新規調査階層
この階層は全ての工場について調査を実施する。
注：合単板に係る調査の調査客体数は、上記に準じ算出する。
- ウ 地方農政局等の長は、統計部長から割り当てられた数の標本数を調査の結果が十分な精度を有するよう、統計部長が定める基準に従い抽出する。

製材月別調査における階層区分等の標本設計の変更
上記の他、従前の標本の抽出方法を明確化する観点から変更

2 製材月別調査 (毎月調査)

調査対象数については、都道府県別（全国の素材消費量の80%を占める上位都道府県及び国有林材供給調整対策において重点的に生産・消費動向の把握を実施する都道府県に該当しない都道府県を除く。以下2において同じ。）に、素材消費量を指標とする標準誤差率（目標精度）を10%として次の計算式により算出する。

標本の抽出は、都道府県別に既存工場を調査年前年の年間素材消費量の多い順に並び、全数調査階層（累積素材消費量がその都道府県の素材消費量の30%を占めるまでの製材工場）と標本調査階層（全数調査階層以外）に区分し、全数調査階層は全ての工場を調査対象とし、標本調査階層は調査対象数の合計から全数調査階層の調査対象数を除いた数を系統抽出により標

(1) 統計部長は、都道府県ごとに、素材消費量を指標にして目標精度10%を達成する標本数を算出し、地方農政局等の長に通知する。

なお、月別の標本数は、次式により算出する。

$$n = \frac{n_0}{1 + \frac{n_0}{N}}$$

$$n_0 = \frac{Cx^2 + Cy^2 - 2\rho CxCy}{\varepsilon^2}$$

$$Cx = \frac{\sigma_x}{\bar{x}}$$

$$Cy = \frac{\sigma_y}{\bar{y}}$$

$$\rho = \frac{\sigma_{xy}}{\sigma_x \sigma_y}$$

n : 標本数
N : 母集団の大きさ
ε : 目標精度
x : 素材消費量の実査値（月別）
y : 素材消費量の前年の実査値
σ_x : xの標準偏差
σ_y : yの標準偏差
x̄ : xの平均
ȳ : yの平均
ρ : xとyの相関係数
σ_{xy} : xとyの共分散

2 製材月別調査 (毎月調査)

調査対象数については、都道府県別（全国の素材消費量の80%を占める上位都道府県及び国有林材供給調整対策において重点的に生産・消費動向の把握を実施する都道府県に該当しない都道府県を除く。以下2において同じ。）に、素材消費量を指標とする標準誤差率（目標精度）を10%として次の計算式により算出する。

標本の抽出は、都道府県別に既存工場を調査年前年の年間素材消費量の多い順に並び、全数調査階層（累積素材消費量がその都道府県の素材消費量の30%を占めるまでの製材工場）と標本調査階層（全数調査階層以外）に区分し、全数調査階層は全ての工場を調査対象とし、標本調査階層は調査対象数の合計から全数調査階層の調査対象数を除いた数を系統抽出により標

本として抽出する。

なお、算出した都道府県別の全数調査階層の工場数が5工場以下の場合、年間素材消費量の上位5工場を全数調査階層とする。

また、新設工場は新規調査階層とし、工場の操業が開始された時点で当該月分の調査を行い、この階層については全ての工場を標本とする。

$$n = \frac{n_0}{1 + \frac{n_0}{N}}$$

$$n_0 = \frac{Cx^2 + Cy^2 - 2\rho CxCy}{\epsilon^2}$$

$$Cx = \frac{\sigma_x}{x}$$

$$Cy = \frac{\sigma_y}{y}$$

$$\rho = \frac{\sigma_{xy}}{\sigma_x \sigma_y}$$

n : 調査対象数
 N : 母集団の大きさ
 ϵ : 目標精度
 x : 素材消費量の実査値 (月別)
 y : 素材消費量の前年の実査値
 σ_x : x の標準偏差
 σ_y : y の標準偏差
 \bar{x} : x の平均
 \bar{y} : y の平均
 ρ : x と y の相関係数
 σ_{xy} : x と y の共分散

(2) 地方農政局等の長は、統計部長から割り当てられた数の標本数を調査の結果が十分な精度を有するよう、統計部長が定める基準に従い抽出する。

(3) また、調査年に新規に操業を開始又は操業を再開した工場については、発現が認められた時点で1か月分の調査を行う。

3 合単板月別調査 (毎月調査)

都道府県別に、単板専門工場にあっては調査年前年の単板製造用素材入荷量、普通合板工場にあっては調査年前年の普通合板生産量、特殊合板専門工場にあっては調査年前年の特殊合板生産量の多い方から順に並べ、それぞれ入荷量又は生産量の85%を上回るまでの工場を標本として選定する。

また、新設工場は新規調査階層とし、工場の操業が開始された時点で当該月分の調査を行い、この階層については全ての工場を標本とする。

3 合単板月別調査

(1) 統計部長は、都道府県ごとに、単板製造用素材入荷量、普通合板生産量、特殊合板生産量の85%を占めるまでの客体数を算出し、地方農政局等の長に通知する。

(2) 地方農政局等の長は、統計部長から割り当てられた数の標本数を調査の結果が十分な精度を有するよう、統計部長が定める基準に従い抽出する。

(3) また、調査年に新規に操業を開始又は操業を再開した工場については、発現が認められた時点で1か月分の調査を行う。

従前の標本の抽出方法を明確化する観点から変更

木材統計調査 集計表課題一覧

番号	表 題	種類	集計地域
1	基礎調査 主要部門別・自県・他県・外材別素材入荷量	(1)合計、(2)製材用、(3)木材チップ用、(4)合板用	全国、都道府県
2	基礎調査 主要部門別素材交流表	(1)合計、(2)製材用、(3)木材チップ用、(4)合板用	全国、都道府県
3	基礎調査 主要部門別素材生産量	(1)合計、(2)製材用、(3)木材チップ用、(4)合板用	全国、都道府県
4	基礎調査 主要部門別・樹種別素材生産量	(1)合計、(2)製材用、(3)木材チップ用、(4)合板用	全国、都道府県
5	基礎調査 主要部門別・素材入荷、消費及び在庫量	(1)合計、(2)製材用、(3)木材チップ用、(4)合板用	全国、都道府県
6	基礎調査(製材工場) 製材用動力の出力階層別工場数		全国、都道府県
7	基礎調査(製材工場) 製材用動力の出力階層別、製材用素材の材種別入荷工場数及び入荷量		全国、都道府県
8	基礎調査(製材工場) 製材用素材の国産材・外材入荷割合別入荷工場数及び入荷量		全国、都道府県
9	基礎調査(製材工場) 製材用動力の出力階層別、製材用素材消費工場数及び消費量		全国、都道府県
10	基礎調査(製材工場) 製材用動力の出力階層別、用途別製材品出荷工場数及び出荷量		全国、都道府県
11	基礎調査(製材工場) 材種別・用途別製材品出荷工場数及び出荷量	(1)国産材、(2)外材、(3)人工乾燥材	全国、都道府県
12	基礎調査(製材工場) 製材品の自県・他県別出荷量		全国、都道府県
13	基礎調査(製材工場) 製材用動力の出力階層別製材品の出荷及び在庫量		全国、都道府県
14	基礎調査(木材チップ工場) 専門・兼営区分別工場数		全国、都道府県
15	基礎調査(木材チップ工場) 入手区分別・針葉樹・広葉樹別木材チップ生産量		全国、都道府県
16	基礎調査(合単板工場) 専門・兼営区分別・入手区分別木材チップ生産量		全国、都道府県
17	基礎調査(木材チップ工場) 木材チップの生産量及び在庫量		全国
18	基礎調査(合単板工場) 工場類型別工場数		全国
19	基礎調査(合単板工場) 普通合板の生産量及び在庫量		全国
20	基礎調査(合単板工場) 特殊合板の生産量及び在庫量		全国
21	基礎調査(合単板工場) 特殊合板の生産量及び在庫量		全国
22	基礎調査(合単板工場) 合板の工場数・国産・外材別、自社・他社別単板消費量	(1)合計、(2)国産材、(3)外材、(4)自社生産材、(5)自社の5国産材、(6)自社の25分取、(7)他社購入材、(8)既取の5分取、(9)既取の25分取	全国

木材統計調査 集計表課題一覧

番号	表 題	種類	集計地域
1	基礎調査 主要部門別・自県・他県・外材別素材入荷量	(1)合計、(2)製材用、(3)木材チップ用、(4)合板用	全国、都道府県
2	基礎調査 主要部門別素材交流表	(1)合計、(2)製材用、(3)木材チップ用、(4)合板用	全国、都道府県
3	基礎調査 主要部門別素材生産量	(1)合計、(2)製材用、(3)木材チップ用、(4)合板用	全国、都道府県
4	基礎調査 主要部門別・樹種別素材生産量	(1)合計、(2)製材用、(3)木材チップ用、(4)合板用	全国、都道府県
5	基礎調査 主要部門別・素材入荷、消費及び在庫量	(1)合計、(2)製材用、(3)木材チップ用、(4)合板用	全国、都道府県
6	基礎調査(製材工場) 製材用動力の出力階層別工場数		全国、都道府県、森林計画区
7	基礎調査(製材工場) 製材用動力の出力階層別出力数		全国、都道府県、森林計画区
8	基礎調査(製材工場) 製材用動力の出力階層別工場数及び従業員数		全国、都道府県、森林計画区
9	基礎調査(製材工場) 製材用動力の出力階層別、従業員機械別工場数		全国、都道府県、森林計画区
10	基礎調査(製材工場) 製材用動力の出力階層別、製材用素材の材種別入荷工場数及び入荷量		全国、都道府県、森林計画区
11	基礎調査(製材工場) 製材用動力の出力階層別、製材用素材の国産材・外材入荷割合別入荷工場数及び入荷量		全国、都道府県、森林計画区
12	基礎調査(製材工場) 製材用動力の出力階層別、製材用素材の国産材・外材入荷割合別従業員数		全国、都道府県、森林計画区
13	基礎調査(製材工場) 製材用動力の出力階層別、製材用素材消費工場数及び消費量		全国、都道府県、森林計画区
14	基礎調査(製材工場) 製材用動力の出力階層別、用途別製材品出荷工場数及び出荷量	(1)合計、(2)国産材、(3)外材、(4)人工乾燥材	全国、都道府県、森林計画区
15	基礎調査(製材工場) 製材品の自県・他県別出荷量		全国、都道府県、森林計画区
16	基礎調査(製材工場) 製材用動力の出力階層別製材品の生産・出荷及び在庫量		全国、都道府県、森林計画区
17	基礎調査(木材チップ工場) 従業員数機械別工場数		全国、都道府県
18	基礎調査(木材チップ工場) 従業員数機械別木材チップ生産量		全国、都道府県
19	基礎調査(木材チップ工場) 入手区分別・針葉樹・広葉樹別木材チップ生産量		全国、都道府県
20	基礎調査(合単板工場) 普通合板の生産量及び在庫量		全国、都道府県
21	基礎調査(合単板工場) 特殊合板の生産量及び在庫量		全国、都道府県
22	基礎調査(合単板工場) 特殊合板の生産量及び在庫量		全国、都道府県

基礎調査における調査対象の追加(LVL、集成材及びCLT)、調査事項の簡素化及び森林計画別集計の簡素化に伴う集計範囲の変更による変更
上記の他、実態に合わせて集計事項の正確性を期する観点から変更

木材統計調査 調査票新旧対照表 (案)

新	旧	変更理由																																																																																							
<p>別添2-1 木材統計調査基礎調査票</p> <p>農林水産省 統計法に基づく基礎統計 木材統計</p> <p>政府統計 統計法に基づく基礎統計 木材統計</p> <p>平成 年12月31日現在調査</p> <p>この調査は、平成 年12月31日現在で休業している工場及び休業中であってもその休業期間が12月31日から遡って3か月未満の工場は対象とします。 また、記入していただく内容は、全て過去1年間（ 年1月～12月）についてです。 この調査票は、統計以外の目的には使用いたしませんので、おのれを記入してください。</p> <p>一 記入の仕方ー ○記入には黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。 ○数字で記入する欄は、下記の記入例のように、枠からはみ出さないように、右ついで書いてください。</p> <p>記入例 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0</p> <table border="1"> <tr> <th>整理番号</th> <th>調査年</th> <th>都道府県</th> <th>市区町村</th> <th>工場番号</th> <th>集計区分</th> <th>兼営区分</th> <th>工場種類</th> <th>担当者名</th> </tr> <tr> <td>2 0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>法人番号(個人番号を個人番号に記入してください)</p> <p>【調査に関する連絡先】 調査及び調査票の記入に当たって、御不明な点などがありましたら、下記にお問い合わせください。</p> <table border="1"> <tr> <td>調査員氏名</td> <td>調査員の電話番号</td> <td>担当者名</td> <td>担当者の電話番号</td> </tr> <tr> <td>農林水産省</td> <td>地方農政局等</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>Ⅰ 製品区分について 平成 年1月1日～12月末日の1年間に製造した製品区分の全てに、○印を記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>該当(○印)</th> <th>調査の該当事項</th> </tr> <tr> <td>製材品 (ラミナを含む)</td> <td>⇒</td> <td>Ⅱ及びⅢの調査事項に回答してください。</td> </tr> <tr> <td>木材チップ (燃料用を除く)</td> <td>⇒</td> <td>Ⅱ及びⅣの調査事項に回答してください。</td> </tr> <tr> <td>合板</td> <td>⇒</td> <td>Ⅱ及びⅤの調査事項に回答してください。</td> </tr> <tr> <td>L、V、J (単板積層材)</td> <td>⇒</td> <td>Ⅱ及びⅥの調査事項に回答してください。</td> </tr> <tr> <td>集成材</td> <td>⇒</td> <td>Ⅵの調査事項に回答してください。</td> </tr> <tr> <td>C、L、T (直交集成材)</td> <td>⇒</td> <td>Ⅵの調査事項に回答してください。</td> </tr> </table> <p>(注) 該当する製品区分の全てについて回答してください。 また、集成材及びCLT向けのラミナを製造している場合は、製材品の調査事項も回答してください。</p>	整理番号	調査年	都道府県	市区町村	工場番号	集計区分	兼営区分	工場種類	担当者名	2 0									調査員氏名	調査員の電話番号	担当者名	担当者の電話番号	農林水産省	地方農政局等			区分	該当(○印)	調査の該当事項	製材品 (ラミナを含む)	⇒	Ⅱ及びⅢの調査事項に回答してください。	木材チップ (燃料用を除く)	⇒	Ⅱ及びⅣの調査事項に回答してください。	合板	⇒	Ⅱ及びⅤの調査事項に回答してください。	L、V、J (単板積層材)	⇒	Ⅱ及びⅥの調査事項に回答してください。	集成材	⇒	Ⅵの調査事項に回答してください。	C、L、T (直交集成材)	⇒	Ⅵの調査事項に回答してください。	<p>別添2-1 木材統計調査基礎調査票</p> <p>農林水産省 統計法に基づく基礎統計 木材統計</p> <p>政府統計 統計法に基づく基礎統計 木材統計</p> <p>平成 年12月31日現在調査</p> <p>この調査は、平成 年12月31日現在で休業している工場及び休業中であってもその休業期間が12月31日から遡って3か月未満の工場は対象とします。 また、記入していただく内容は、全て過去1年間（ 年1月～12月）についてです。 この調査票は、統計以外の目的には使用いたしませんので、おのれを記入してください。</p> <p>一 記入の仕方ー ○記入には黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。 ○数字で記入する欄は、下記の例のように、枠からはみ出さないように、右ついで書いてください。</p> <p>記入例 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0</p> <table border="1"> <tr> <th>整理番号</th> <th>調査年</th> <th>都道府県</th> <th>市区町村</th> <th>工場番号</th> <th>集計区分</th> <th>兼営区分</th> <th>工場種類</th> <th>担当者名</th> </tr> <tr> <td>2 0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>工場所在地</p> <table border="1"> <tr> <td>工場所在地</td> <td>工場種類</td> </tr> <tr> <td>代表者氏名</td> <td>兼営区分</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>工場番号</td> </tr> </table> <p>この調査票は、統計以外の目的には使用いたしませんので、おのれを記入してください。</p> <p>Ⅰ 従業員数及び専業状況について 製材工場部門、木材チップ工場部門、合板工場部門それぞれ別の木材生産に係る従業員数について記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <th>工場区分</th> <th>合計</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> <tr> <td>製材部門従業員数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>チップ製造部門従業員数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合板製造部門従業員数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 会社の役員等であつて、事務職員を兼ねて一定の業務に従事し、一般職員と同じ給与規則によつて給与を受けている者は、主たる部門の従業員に含まれます。</p>	整理番号	調査年	都道府県	市区町村	工場番号	集計区分	兼営区分	工場種類	担当者名	2 0									工場所在地	工場種類	代表者氏名	兼営区分	電話番号	工場番号	工場区分	合計	男	女	製材部門従業員数				チップ製造部門従業員数				合板製造部門従業員数				<p>変更理由</p> <p>工場名、工場所在地等については、工場一覧表（母集団名簿）により把握可能であるため記入欄を削除するとともに、調査票を記入する者を明確にするため、担当者名を追加 法人番号の利活用面を踏まえて法人番号欄を追加</p> <p>工業統計調査結果により代替可能であるため、従業員数の把握を廃止 調査票の記入漏れ等を防ぐため、製品区分についての案内を追加</p>
整理番号	調査年	都道府県	市区町村	工場番号	集計区分	兼営区分	工場種類	担当者名																																																																																	
2 0																																																																																									
調査員氏名	調査員の電話番号	担当者名	担当者の電話番号																																																																																						
農林水産省	地方農政局等																																																																																								
区分	該当(○印)	調査の該当事項																																																																																							
製材品 (ラミナを含む)	⇒	Ⅱ及びⅢの調査事項に回答してください。																																																																																							
木材チップ (燃料用を除く)	⇒	Ⅱ及びⅣの調査事項に回答してください。																																																																																							
合板	⇒	Ⅱ及びⅤの調査事項に回答してください。																																																																																							
L、V、J (単板積層材)	⇒	Ⅱ及びⅥの調査事項に回答してください。																																																																																							
集成材	⇒	Ⅵの調査事項に回答してください。																																																																																							
C、L、T (直交集成材)	⇒	Ⅵの調査事項に回答してください。																																																																																							
整理番号	調査年	都道府県	市区町村	工場番号	集計区分	兼営区分	工場種類	担当者名																																																																																	
2 0																																																																																									
工場所在地	工場種類																																																																																								
代表者氏名	兼営区分																																																																																								
電話番号	工場番号																																																																																								
工場区分	合計	男	女																																																																																						
製材部門従業員数																																																																																									
チップ製造部門従業員数																																																																																									
合板製造部門従業員数																																																																																									

II 素材入荷量について (平成 年1月1日～12月末日の1年間について記入してください。)

1 素材入荷量		2 素材消費量	
区分	素材入荷量 (A)	手待ち材消費量	仕掛品消費量 (B)
合 計	手待ち材消費量	仕掛品消費量 (B)	仕掛品消費量 (B)
製材用			
チップ用			
車板用			
合 計			

3 材種別素材入荷量		4 素材在庫量	
材種別	素材入荷量	年初在庫量	年末在庫量
合 計	年初在庫量	年末在庫量	年末在庫量
製材用			
チップ用			
車板用			
合 計			

注) 素材入荷量は、製品製造するための工場主簿に基づく素材(輸入材含む)の数量を記入してください。(B) 素材消費量は、原料材(たの)の残高です。

II 素材入荷量について (平成 年1月1日～12月末日の1年間について記入して下さい。)

1 素材入荷量		2 素材消費量	
区分	素材入荷量 (A)	手待ち材消費量	仕掛品消費量 (B)
合 計	手待ち材消費量	仕掛品消費量 (B)	仕掛品消費量 (B)
製材用			
チップ用			
車板用			
合 計			

3 材種別素材入荷量		4 素材在庫量	
材種別	素材入荷量	年初在庫量	年末在庫量
合 計	年初在庫量	年末在庫量	年末在庫量
製材用			
チップ用			
車板用			
合 計			

注) 素材入荷量は、製品製造するための工場主簿に基づく素材(輸入材含む)の数量を記入してください。(B) 素材消費量は、原料材(たの)の残高です。

II 素材入荷量について (平成 年1月1日～12月末日の1年間について記入して下さい。)

1 素材入荷量		2 素材消費量	
区分	素材入荷量 (A)	手待ち材消費量	仕掛品消費量 (B)
合 計	手待ち材消費量	仕掛品消費量 (B)	仕掛品消費量 (B)
製材用			
チップ用			
車板用			
合 計			

3 材種別素材入荷量		4 素材在庫量	
材種別	素材入荷量	年初在庫量	年末在庫量
合 計	年初在庫量	年末在庫量	年末在庫量
製材用			
チップ用			
車板用			
合 計			

注) 素材入荷量は、製品製造するための工場主簿に基づく素材(輸入材含む)の数量を記入してください。(B) 素材消費量は、原料材(たの)の残高です。

II 素材入荷量について (平成 年1月1日～12月末日の1年間について記入して下さい。)

1 素材入荷量		2 素材消費量	
区分	素材入荷量 (A)	手待ち材消費量	仕掛品消費量 (B)
合 計	手待ち材消費量	仕掛品消費量 (B)	仕掛品消費量 (B)
製材用			
チップ用			
車板用			
合 計			

3 材種別素材入荷量		4 素材在庫量	
材種別	素材入荷量	年初在庫量	年末在庫量
合 計	年初在庫量	年末在庫量	年末在庫量
製材用			
チップ用			
車板用			
合 計			

注) 素材入荷量は、製品製造するための工場主簿に基づく素材(輸入材含む)の数量を記入してください。(B) 素材消費量は、原料材(たの)の残高です。

II 素材入荷量について (平成 年1月1日～12月末日の1年間について記入して下さい。)

1 素材入荷量		2 素材消費量	
区分	素材入荷量 (A)	手待ち材消費量	仕掛品消費量 (B)
合 計	手待ち材消費量	仕掛品消費量 (B)	仕掛品消費量 (B)
製材用			
チップ用			
車板用			
合 計			

3 材種別素材入荷量		4 素材在庫量	
材種別	素材入荷量	年初在庫量	年末在庫量
合 計	年初在庫量	年末在庫量	年末在庫量
製材用			
チップ用			
車板用			
合 計			

注) 素材入荷量は、製品製造するための工場主簿に基づく素材(輸入材含む)の数量を記入してください。(B) 素材消費量は、原料材(たの)の残高です。

利活用を踏まえ、南洋材のうちラ
ウン材を廃止

6 外材地域別素材入荷量

区分	南洋材	米材	北洋材	家具材	クラフト材	ニュージョーランド材	その他
製材用							
から半製品							
チップ用							
車載製造用							

III 製材工場について(製材を行っている工場(兼業含む))

(平成 年1月1日～12月末日の1年間について記入して下さい。)

1 製材用動力数

製材用動力数	台
--------	---

(注)製材用動力とは、製材機用だけでなく、製材に関連する動力は全てを含みます。

2 製材品の用途別出荷量

区分	合計	用途別		
		うちラウン材	集成材	その他
合計				
国産材				
うち人工乾燥材				
外材				
うち人工乾燥材				
南洋材				
米材				
北洋材				
ニュージョーランド材				
その他				

利活用を踏まえ、製材品の用途別
出荷量のうち集成材及び外材の内訳
を廃止

6 外材地域別素材入荷量

区分	南洋材	米材	北洋材	ニュージョーランド材	その他
製材用					
から半製品					
チップ用					
車載製造用					

III 製材品について

(平成 年1月1日～12月末日の1年間について記入して下さい。)

1 製材用動力数

製材用動力数	台
--------	---

(注)製材用動力とは、製材機用だけでなく、製材に関連する動力は全てを含みます。

2 製材品の用途別出荷量

区分	合計	用途別		
		建築用材計	板類	ひき割類
合計				
国産材				
うち人工乾燥材				
外材				
うち人工乾燥材				
土木建設用材				
家具建具用材				
その他用材				

3 製材品の自県・他県別出荷量

合計	自県			他県		
	出荷	出荷	出荷	出荷	出荷	出荷

4 製材品の在庫量

単位:㎡	年		
	初	中	末

IV 木材チップについて

(平成 年1月1日～12月末日の1年間について記入して下さい。)

1 木材チップの入手区分別生産量

区分	合計	薪材(原木)			工場製材		
		自県	他県	出荷	自県	他県	出荷
合計							
林業側							
広葉樹							

2 木材チップの在庫量

単位:㎡	年		
	初	中	末

別添2-3 合単板月別調査票

秘 農林水産省 木材統計調査 平成 年 月分
統計法に基づく基礎統計 合単板月別調査票
 地方農政局等名 担当者名
 工場番号
 担当者名
 電話番号
 担当者名
 電話番号

この調査は、農林水産省で実施している木材統計調査の一環として行うものであり、木材生産についての実態を把握して林業行政の基礎資料を作成することを目的としています。
 この調査で得られる調査結果を元に課税等の資料に用いることは、法律で定められており、他に漏らすことはありませんので、ありのままを記入してください。

1 単板製造用素材について記入してください。

単位：m³

区分	月初在庫量	入荷量	消費量	月末在庫量
合計				
国産材				
外材				

(注) 素材の販売量は、入荷量から差し引いてください。

2 普通合板について記入してください。

単位：m³

区分	月初在庫量	入荷量	生産量			出荷量	月末在庫量
			6mm未満 mm未満	6～12mm未満 mm未満	12～24mm未満 mm未満		
合計							
ベニヤコア板							
うち針葉樹							
うち構造用							
特殊コア板							
合計							

3 普通合板のうち、次の品目の生産量を記入してください。

単位：m³

コンクリート型わく用合板	構造用合板
うち、針葉樹	

(注) 各品目は、それぞれ普通合板の内数として記入してください。

4 特殊合板について記入してください。

単位：m³

月初在庫量	生産量	出荷量	月末在庫量

(注) 製造したものが特殊合板に該当するが判断しきれない場合は、農林水産省の担当者にお問い合わせください。

(備考欄) 主な調査項目の増減理由について記入してください。

月 日

別添2-3 合単板月別調査票

秘 農林水産省 木材統計調査 平成 年 月分
統計法に基づく基礎統計 合単板月別調査票
 地方農政局等名 担当者名
 工場番号
 担当者名
 電話番号

この調査は、農林水産省で実施している木材統計調査の一環として行うものであり、木材生産についての実態を把握して林業行政の基礎資料を作成することを目的としています。
 この調査で得られる調査結果を元に課税等の資料に用いることは、法律で定められており、他に漏らすことはありませんので、ありのままを記入してください。

1 単板製造用素材について記入してください。

単位：m³

区分	月初在庫量	入荷量	消費量	月末在庫量
合計				
国産材				
外材				

(注) 素材の販売量は、入荷量から差し引いてください。

2 普通合板について記入してください。

単位：m³

区分	月初在庫量	入荷量	生産量			出荷量	月末在庫量
			6mm未満 mm未満	6～12mm未満 mm未満	12～24mm未満 mm未満		
合計							
ベニヤコア板							
うち針葉樹							
うち構造用							
特殊コア板							
合計							

3 普通合板のうち、次の品目の生産量を記入して下さい。

単位：m³

コンクリート型わく用合板	構造用合板
うち、針葉樹	

(注) 各品目は、それぞれ普通合板の内数として記入してください。

4 特殊合板について記入してください。

単位：m³

月初在庫量	生産量	出荷量	月末在庫量

(備考欄) 主な調査項目の増減理由について記入してください。

月 日

担当者の電話番号については、工場一覧表(母集団名簿)により把握可能であるため、記入欄を削除
 法人番号の利活用面を踏まえて法人番号欄を追加

利活用を踏まえ、普通合板のベニヤコア合板及び特殊コア合板の区分を廃止

調査計画（変更後）（案）

1 調査の名称

木材統計調査

2 調査の目的

本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、木材統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、素材生産並びに木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

ア 基礎調査票

全国

イ 製材月別調査票

全国の素材消費量のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び国有林材供給調整対策において重点的に生産・消費動向の把握を実施する都道府県

ウ 合単板月別調査票

全国

(2) 属性的範囲

ア 基礎調査票

日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）に掲げる中分類「木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち、「一般製材業」、「単板（ベニヤ）製造業」、「木材チップ製造業」、「合板製造業」及び「集成材製造業」に属する事業所

ただし、「一般製材業」に属する事業所は、出力数7.5kW以上の製材用動力を有する事業所

イ 製材月別調査票

産業分類に掲げる中分類「木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち、「一般製材業」に属する事業所かつ出力数7.5kW以上の製材用動力を有する事業所

ウ 合単板月別調査票

産業分類に掲げる中分類「木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち、「単板（ベニヤ）製造業」及び「合板製造業」に属する事業所

4 報告を求める者

(1) 数

ア 基礎調査票

約 2,800 (母集団の数 約 6,900)

イ 製材月別調査票

約 500 (母集団の数 約 5,000)

ウ 合単板月別調査票

約 70 (母集団の数 約 190)

(2) 選定の方法 (■全数 ■無作為抽出 □有意抽出)

工場一覧表を母集団名簿として利用する。

工場一覧表は、事業所母集団データベースから抽出する 3 (2) に該当する事業所について、基礎調査の実施に先立ち、地方農政局等の長^(注1)が、調査実施年の前年の基礎調査の調査票及び木材統計調査名簿(基礎調査を実施しなかった工場を対象に地方自治体等からの情報収集により作成する。なお、地方自治体等から情報が得られなかった工場については当該工場への情報収集又は郵送回収により作成する。)により作成する母集団名簿であり、この工場一覧表で把握した工場について、次のアからウまでのとおり報告者を選定する。

ア 基礎調査票

産業分類に掲げる中分類「一般製材業」、「単板(ベニヤ)製造業」、「木材チップ製造業」、「合板製造業」及び「集成材製造業」に属する事業所を母集団として、全数階層と標本階層に区分し、全数階層はすべてを報告者とし、標本階層は任意系統抽出方法により報告者を選定する(抽出方法は、別添1を参照)。

イ 製材月別調査票

産業分類に掲げる中分類「一般製材業」に属する事業所を母集団として、無作為抽出により選定する(抽出方法は、別添1を参照)。

ウ 合単板月別調査票

産業分類に掲げる中分類「単板(ベニヤ)製造業」又は「合板製造業」に属する事業所を母集団として、無作為抽出により選定する(抽出方法は、別添1を参照)。

(注1)「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局をいう。

(3) 報告義務者

ア 基礎調査票

製材、木材チップ、単板、合板、LVL、集成材又はCLTの生産を行う事業所(以下「製材工場等」という。)を代表する者

イ 製材月別調査票

製材の生産を行う事業所を代表する者

ウ 合単板月別調査票

単板若しくは合板の生産を行う事業所を代表する者

なお、上記アからウの代表者が調査票を提出することができないときは、地方農政局等の職員が指定する該当工場の役職員が、これに代わって、調査票を提出する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は、調査票（別添2-1～2-3）を参照）

ア 基礎調査票

①製材に用いる動力の出力数、②素材の入荷量（転売量を含む。以下同じ。）、消費量及び在庫量、③製材品の出荷量及び在庫量、④木材チップの生産量及び在庫量、⑤合板及びLVLの単板消費量、生産量及び在庫量、⑥集成材及びCLTのラミナ消費量、生産量及び在庫量

イ 製材月別調査票

①製材に用いる動力の出力数、②素材の入荷量、消費量及び在庫量、③製材品の生産量、出荷量及び在庫量、④製材用素材の消費見込量その他製材についての実態をは握するために必要な事項

ウ 合単板月別調査票

①素材の入荷量、消費量及び在庫量、②合板の入荷量、生産量、出荷量、消費量及び在庫量、③その他合板についての実態をは握するために必要な事項

(2) 基準となる期日又は期間

ア 基礎調査票

毎年12月31日現在

イ 製材月別調査票及び合単板月別調査票

毎月末日現在

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

ア 基礎調査票

農林水産省－地方農政局等－統計調査員－報告者

イ 製材月別調査票及び合単板月別調査票

農林水産省－地方農政局等－報告者

(2) 調査方法（■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 ■その他（FAX））

ア 基礎調査票

郵送若しくはオンライン（政府統計共同利用システムをいう。以下同じ。）により調査票を配布・収集する自計調査の方法、又は、統計調査員が調査票を配布・収集する自計調査の方法により行う。ただし、報告者が面接聞き取りによる調査を希望した場合は、統計調査員による面接（他計報告）により行う。

イ 製材月別調査票及び合単板月別調査票

調査票を郵送、FAX又はオンラインにより配布・収集する自計報告により行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

ア 基礎調査票

1年

イ 製材月別調査票及び合単板月別調査票

毎月

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア 基礎調査票

調査票の配布：毎年1月上旬

調査票の回収：毎年1月11日～2月末日

イ 製材月別調査票及び合単板月別調査票

調査票の配布：毎年1月上旬（1年分を一括して配布）

調査票の回収：調査実施月の16日

8 集計事項

前記5(1)に掲げる事項について、農林水産省において、全国を集計した結果又は地方農政局等において、都道府県別に集計した結果に基づき農林水産省において、全国結果表を作成する。

詳細については、別添3を参照。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

概要及び詳細とも、インターネット及び印刷物により公表する（詳細については、e-Statに掲載）。

(2) 公表の期日

全国結果表の概要を以下の期日までに公表し、詳細については逐次公表する。

ア 基礎調査票

調査実施年の4月末日まで

イ 製材月別調査票及び合単板月別調査票

調査実施月の25日まで

10 使用する統計基準

調査の範囲の確定において、産業分類を使用する。なお、集計結果については、全国・都道府県別に集計することから産業分類は使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
調査票	3年	地方農政局等の長
調査票の内容を収録した電磁的記録	永久	農林水産省大臣官房統計部長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

本調査の事務に従事する職員は、正確な報告を確保する特段の必要があるときは、前記5(1)に掲げる事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所への立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

木材統計調査に係る標本の抽出方法

1 木材統計基礎調査（年次調査）

(1) 製材工場

都道府県別に、調査年前年に操業実績があった工場（以下「既存工場」という。）を調査年前年の製材用素材の消費量（以下「素材消費量」という。）により、次のアからウまでのとおり規模階層区分を行い、規模階層区分ごとに標本を抽出する。

なお、都道府県別の母集団工場数が3工場以下の場合は、規模階層区分は行わず、全ての工場を標本とする。

ア 第1階層

既存工場を素材消費量の最も多い工場から順に配列し、その累積素材消費量はその都道府県の素材消費量の70%を上回るまでの製材工場を第1階層とし、全ての工場を標本とする。

イ 第2階層

既存工場を素材消費量の最も多い工場から順に配列し、その累積素材消費量はその都道府県の素材消費量の90%を上回るまでの製材工場から第1階層に属する製材工場を除いた製材工場を第2階層とする。

調査対象数は次の計算式により算出し、第2階層に該当する工場を、素材生産量の多い工場から順に配列した一覧表を用いて、系統抽出により標本を抽出する。

$$\text{調査対象数} = \frac{\text{素材消費量(都道府県計)} \times 0.08(8\%)}{\text{第2階層の1工場当たりの素材消費量(平均)}}$$

ウ 第3階層

既存工場のうち、第1階層及び第2階層に属する製材工場以外の製材工場を第3階層とする。

調査対象数は次の計算式により算出し、第3階層に該当する工場を、素材生産量の多い工場から順に配列した一覧表を用いて、系統抽出により標本を抽出する。

$$\text{調査対象数} = \frac{\text{素材消費量(都道府県計)} \times 0.02(2\%)}{\text{第3階層の1工場当たりの素材消費量(平均)}}$$

エ 新規調査階層

調査年に新規に操業を開始又は操業を再開した工場（以下「新設工場」という。）を新規調査階層とし、全ての工場を標本とする。

(2) 木材チップ工場

都道府県別、経営形態区分別（木材チップ専門工場及び製材又は合単板工場との兼営工場の別）に、既存工場を調査年前年の木材チップの生産量により、(1)に準じ規模階層の区分、調査対象数の算出及び標本の抽出を行う。

なお、都道府県別の母集団工場数が3工場以下の場合は、規模階層区分は行わず、全ての工場を標本とする。

(3) 合単板工場

都道府県別、工場類型別（単板専門工場、普通合板工場及び特殊合板専門工場

の別)に、既存工場を、単板専門工場にあつては調査年前年の単板製造用素材入荷量、普通合板工場にあつては調査年前年の普通合板生産量、特殊合板専門工場にあつては調査年前年の特殊合板生産量により、それぞれ(1)に準じ規模階層の区分、調査対象数の算出及び標本の抽出を行う。

また、都道府県別の母集団工場数が3工場以下の場合は、規模階層区分は行わず、全ての工場を標本とする。

(4) 集成材工場

既存工場を、調査年前年の集成材生産量により、(1)に準じ規模階層の区分、調査対象数の算出及び標本の抽出を行う。

(5) CLT工場及びLVL工場

調査年前年にCLT又はLVLに係る操業実績があつた工場並びに新設工場の全てを標本とする。

2 製材月別調査(毎月調査)

調査対象数については、都道府県別(全国の素材消費量の80%を占める上位都道府県及び国有林材供給調整対策において重点的に生産・消費動向の把握を実施する都道府県に該当しない都道府県を除く。以下2において同じ。)に、素材消費量を指標とする標準誤差率(目標精度)を10%として次の計算式により算出する。

標本の抽出は、都道府県別に既存工場を調査年前年の年間素材消費量の多い順に並べ、全数調査階層(累積素材消費量はその都道府県の素材消費量の30%を占めるまでの製材工場)と標本調査階層(全数調査階層以外)に区分し、全数調査階層は全ての工場を調査対象とし、標本調査階層は調査対象数の合計から全数調査階層の調査対象数を除いた数を系統抽出により標本として抽出する。

なお、算出した都道府県別の全数調査階層の工場数が5工場以下の場合は、年間素材消費量の上位5工場を全数調査階層とする。

また、新設工場は新規調査階層とし、工場の操業が開始された時点で当該月分の調査を行い、この階層については全ての工場を標本とする。

3 合単板月別調査（毎月調査）

都道府県別に、単板専門工場にあつては調査年前年の単板製造用素材入荷量、普通合板工場にあつては調査年前年の普通合板生産量、特殊合板専門工場にあつては調査年前年の特殊合板生産量の多い方から順に並べ、それぞれ入荷量又は生産量の85%を上回るまでの工場を標本として選定する。

また、新設工場は新規調査階層とし、工場の操業が開始された時点で当該月分の調査を行い、この階層については全ての工場を標本とする。

秘
農林水産省
統計法に基づく基幹統計
木材統計



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

平成 年木材統計調査基礎調査票

平成 年12月31日現在調査

この調査は、平成 年12月31日現在で操業している工場及び休業中であってもその休業期間が12月31日から遡って3か月未満の工場を対象とします。
また、記入していただく内容は、全て過去1年間（ 年1月～12月）についてです。

この調査票は、統計以外の目的には使用しませんので、ありのままを記入してください。

－記入の仕方－

- 記入には黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
- 数字で記入する欄は、下記の記入例のように、枠からはみ出さないように、右づめで書いてください。

記入例 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

整理番号	調査年	都道府県番号	管理番号	市区町村番号	工場番号	集計区分	兼営区分	工場類型	担当者名
	2 0	:	:	:	:	:	:	:	

法人番号(法人番号を確認いただき、記入してください。)

:

【調査に関する連絡先】

調査及び調査票の記入に当たって、御不明な点などがありましたら、下記にお問い合わせください。

調査員氏名	調査員の電話番号
農林水産省 〒	地方農政局等 担当者名
	電話番号

I 製品区分について

平成 年1月1日～12月末日の1年間に製造した製品区分の全てに、○印を記入してください。

区 分	該当(○印)	調 査 の 該 当 事 項
製 材 品 (ラミナを含む。)		⇒ II及びIIIの調査事項に回答してください。
木材チップ (燃料用を除く。)		⇒ II及びIVの調査事項に回答してください。
合 単 板		⇒ II及びVの調査事項に回答してください。
L V L (単板積層材)		⇒ II及びVの調査事項に回答してください。
集 成 材		⇒ VIの調査事項に回答してください。
C L T (直交集成板)		⇒ VIの調査事項に回答してください。

(注) 該当する製品区分の全てについて回答してください。
また、集成材及びCLT向けのラミナを製造している場合は、製材品の調査事項も回答してください。

6 外材地域別素材入荷量

単位:m³

区 分	南 洋 材	米 材	北 洋 材	ニュージーランド材	そ の 他
製 材 用
うち半製品
チ ッ プ 用
単板製造用

Ⅲ 製材品について (平成 年 1 月 1 日～12月末日の1年間について記入してください。)

1 製材用動力数

製材用動力数

.....	kW
-------	-------	----

(注)製材用動力とは、製材機用だけでなく、製材に関係ある動力は全て含まれます。

2 製材品の用途別出荷量

単位:m³

区 分	合 計	建 築 用 材 計	板 類	ひき割類	ひき角類
合 計
国 産 材
うち人工乾燥材
外 材 計
うち人工乾燥材

区 分	土木建設用材	木箱仕組板 梱包用材	家具建具用材	その他用材
合 計
国 産 材
うち人工乾燥材
外 材 計
うち人工乾燥材

(注) 集成材及びCLTを生産する工場が、自工場で素材からラミナを生産し自ら消費している場合、ラミナの消費量を出荷量として記入してください。

3 製材品の自県・他県別出荷量

単位:m³

合 計	自 県 に 出 荷	他 県 に 出 荷
.....

(注)自県・他県別出荷量には兼業に振り分けたものや貸びきしたものを含まないでください。

4 製材品の在庫量

単位:m³

年 初 在 庫 量	年 末 在 庫 量
.....

Ⅳ 木材チップについて (平成 年 1 月 1 日～12月末日の1年間について記入してください。)

1 木材チップの入手区分別生産量

単位 : t

区 分	合 計	素 材 (原 木)	工 場 残 材		林 地 残 材	解 体 材 ・ 廃 材
			自工場から振り向けたもの	他の工場から購入したもの		
合 計
針 葉 樹
広 葉 樹

(注) 木材チップの入手区分別生産量は、自工場分のみを記入し、自社他工場分などは入れないでください。また、絶乾重量(t単位)により記入してください。

2 木材チップの在庫量

単位 : t

年 初	年 末
.....

V 合単板及びLVLについて

(平成 年1月1日～12月末日の1年間について記入してください。)

1 単板消費量

単位：m³

区 分	合 計	自社生産		他社から購入	
		国産材	外 材	国産材	外 材
合 計
合 板 用
LVL用

(注) 自工場分のみを記入し、自社他工場分などは入れないでください。

2 普通合板の生産量

単位：m³

区 分	合 計	6mm未満	6～12mm未満	12～24mm未満	24mm以上
合 計
うち針葉樹
うち構造用

(注) うち針葉樹には、全針葉樹合板のみを記入し、複合合板は除いてください。

3 普通合板の在庫量

単位：m³

年 初	年 末
.....

4 特殊合板の生産量

単位：m³

生 産 量
.....

(注) 自工場分のみを記入し、自社他工場分などは入れないでください。

5 特殊合板の在庫量

単位：m³

年 初	年 末
.....

6 LVLの生産量

単位：m³

区 分	合 計	国産材	外 材	混 合
合 計
構造用
その他

7 LVLの在庫量

単位：m³

年 初	年 末
.....

(注) 混合は、構成する単板に国産材及び外材の両方を使用したものについて記入してください。

VI 集成材及びCLTについて

(平成 年1月1日～12月末日の1年間について記入してください。)

1 ラミナ消費量

単位：m³

区 分	合 計	自社生産		他社から購入	
		国産材	外 材	国産材	外 材
合 計
集成材用
CLT用

(注) 自工場分のみを記入し、自社他工場分などは入れないでください。

2 集成材の生産量

単位：m³

区 分	合 計	国産材	外 材	混 合
合 計
構造用計
大断面
中断面
小断面
その他

(注) 混合は、構成する単板に国産材及び外材の両方を使用したものについて記入してください。

(注) 断面の大きさは、次の基準で記入してください。
 ・大断面とは、短辺が15cm以上で断面積が300c㎡のもの。
 ・中断面とは、短辺が7.5cm以上かつ長辺が15cm以上のものであって、大断面以外のもの。
 ・小断面とは、短辺が7.5cm未満又は長辺が15cm未満のもの。

3 集成材の在庫量

単位：m³

年 初	年 末
.....

4 CLTの生産量

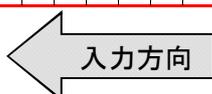
単位：m³

区 分	生 産 量
合 計
構 造 用
そ の 他

5 CLTの在庫量

単位：m³

年 初	年 末
.....



4 5 7 1

木材統計調査 集計表表題一覧

番号	表 題	種類	集計地域
1	基礎調査 主要部門別・自県・他県・外材別素材入荷量	(1)合計、(2)製材用、(3)木材チップ用、(4)合板用	全国、都道府県
2	基礎調査 主要部門別素材交流表	(1)合計、(2)製材用、(3)木材チップ用、(4)合板用	全国、都道府県
3	基礎調査 主要部門別素材生産量	(1)合計、(2)製材用、(3)木材チップ用、(4)合板用	全国、都道府県
4	基礎調査 主要部門別、樹種別素材生産量	(1)合計、(2)製材用、(3)木材チップ用、(4)合板用	全国、都道府県
5	基礎調査(製材工場) 製材用動力の出力階層別工場数		全国、都道府県
6	基礎調査(製材工場) 製材用動力の出力階層別出力数		全国、都道府県
7	基礎調査(製材工場) 製材用動力の出力階層別、製材用素材の材種別入荷工場数及び入荷量		全国、都道府県
8	基礎調査(製材工場) 製材用素材の国産材・外材入荷割合別入荷工場数及び入荷量		全国、都道府県
9	基礎調査(製材工場) 製材用動力の出力階層別、製材用素材消費工場数及び消費量		全国、都道府県
10	基礎調査(製材工場) 製材用動力の出力階層別、用途別製材品出荷工場数及び出荷量		全国、都道府県
11	基礎調査(製材工場) 材種別、用途別製材品出荷工場数及び出荷量	(1)国産材、(2)外材、(3)人工乾燥材	全国、都道府県
12	基礎調査(製材工場) 製材品の自県・他県別出荷量		全国、都道府県
13	基礎調査(製材工場) 製材用動力の出力階層別製材品の出荷及び在庫量		全国、都道府県
14	基礎調査(木材チップ工場) 専門・兼営区分別工場数		全国、都道府県
15	基礎調査(木材チップ工場) 入手区分別、針葉樹・広葉樹別木材チップ生産量		全国、都道府県
16	基礎調査(木材チップ工場) 専門・兼営区分別、入手区分別木材チップ生産量		全国、都道府県
17	基礎調査(木材チップ工場) 木材チップの生産量及び在庫量		全国、都道府県
18	基礎調査(合単板工場) 工場類型別工場数		全国
19	基礎調査(合単板工場) 普通合板の用途別、種類別、厚さ別生産量		全国
20	基礎調査(合単板工場) 普通合板の生産量及び在庫量		全国
21	基礎調査(合単板工場) 特殊合板の生産量及び在庫量		全国

22	基礎調査(合単板工場) 合板の工場数、国産・外材別、自社・他社別単板消費量	(1)合計、(2)国産材計、(3)外材計、(4)自社生産計、(5)自社のうち国産材、(6)自社のうち外材、(7)他社購入計、(8)他社のうち国産材、(9)他社のうち外材	全国
23	基礎調査(LVL工場) LVLの単板消費量、生産量及び在庫量		全国
24	基礎調査(LVL工場) LVLの国産・外材別、自社・他社別単板消費量	(1)合計、(2)国産材計、(3)外材計、(4)自社生産計、(5)自社のうち国産材、(6)自社のうち外材、(7)他社購入計、(8)他社のうち国産材、(9)他社のうち外材	全国
25	基礎調査(LVL工場) LVLの工場数、国産材・外材・混合別、用途別生産量	国産材・外材・混合別 (1)合計、(2)国産材、(3)外材、(4)混合用途別 (1)合計、(2)構造用、(3)その他	全国
26	基礎調査(集成材工場) 集成材のラミナ消費量、生産量及び在庫量		全国
27	基礎調査(集成材工場) 集成材の国産・外材別、自社・他社別ラミナ消費量	(1)合計、(2)国産材計、(3)外材計、(4)自社生産計、(5)自社のうち国産材、(6)自社のうち外材、(7)他社購入計、(8)他社のうち国産材、(9)他社のうち外材	全国
28	基礎調査(集成材工場) 集成材の工場数、国産材・外材・混合別、用途別生産量	国産材・外材・混合別 (1)合計、(2)国産材、(3)外材、(4)混合用途別 (1)合計、(2)構造用計、(3)構造用のうち大断面、(4)構造用のうち中断面、(5)構造用のうち小断面、(6)その他	全国
29	基礎調査(CLT工場) CLTのラミナ消費量、生産量、出荷量及び在庫量		全国
30	基礎調査(CLT工場) CLTの国産・外材別、自社・他社別ラミナ消費量	(1)合計、(2)国産材計、(3)外材計、(4)自社生産計、(5)自社のうち国産材、(6)自社のうち外材、(7)他社購入計、(8)他社のうち国産材、(9)他社のうち外材	全国
31	基礎調査(CLT工場) CLTの工場数、用途別生産量	(1)合計、(2)構造用、(3)その他	全国
32	製材月別調査 素材入荷量、消費量及び月末在庫量		全国、都道府県
33	製材月別調査 製材品生産量、出荷量及び月末在庫量		全国、都道府県
34	製材月別調査 素材消費見込量		全国
35	製材月別調査 国産材、外材別製材用素材入荷量		全国
36	合単板月別調査 単板製造用素材の入荷量、消費量及び月末在庫量		全国
37	合単板月別調査 普通合板の種類別、厚さ別生産量、出荷量及び在庫量	(1)合計、(2)針葉樹合板、(3)針葉樹合板のうち構造用	全国
38	合単板月別調査 普通合板の用途別生産量		全国
39	合単板月別調査 特殊合板の生産量、出荷量及び在庫量		全国

木材統計調査の必要性等について（案）

1 調査の目的・必要性

木材統計調査は、木材統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、素材の生産、木材製品の生産出荷量等に関する実態を明らかにし、林業行政の基礎資料を整備することを目的として毎年実施している調査である。

調査結果は、「森林・林業基本計画」（昭和39年法律第161号）において、林産物の供給及び利用の目標の算出に使用されるなど、国として重要な統計であり、正確な統計が求められている。また、林野庁が四半期ごとに開催している木材需給に係る林業・木材産業関係者で構成される「木材需給会議」の資料として利用されており、我が国の木材の需給調整に必要不可欠となっている。

なお、具体的な利活用は以下のとおり。

- ① 森林・林業基本法に基づく「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）のうち、林産物の供給及び利用の目標の算出資料。
- ② 「木材需給表」（林野庁）作成のための資料
- ③ 「木材需給会議開催要領」（平成22年3月9日制定）に基づき、林野庁が四半期毎に開催する「木材需給会議」において協議される木材需給の動向及び木材需給の見通し等の作成資料
- ④ 農林水産省政策評価における「林産物の供給及び利用の確保」に関する評価指標
- ⑤ 国民経済計算の四半期別GDP速報（QE）における供給側推計の「林業」及び「製材・木製品」の推計
- ⑥ 産業連関表の内生部門における「林業部門」等の推計
- ⑦ 「鉱工業生産指数」（経済産業省）の算出資料 等

2 他調査との重複

木材に関する統計調査としては、本調査のほかに、木材流通統計調査（農林水産省実施、一般統計）がある。木材流通統計調査は、木材の価格水準及びその変動並びに木材の流通構造を的確に把握し、木材の需給及び価格の安定等流通化改善策、木材流通の合理化対策、構造改善施策等の推進に資することを目的としている。

したがって、本調査と木材流通統計調査は、調査内容が異なり、重複はない。

3 行政記録情報の利活用

本調査の内容を代替する、同種の行政記録情報等は認められない。

4 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

本調査の対象となる事業所・企業の重複排除については、毎年 11 月下旬までにデータベース照合を実施する。また、調査票の提出期限は月別調査の 1 月分が翌月の 2 月中旬まで、基礎調査にあつては調査実施年の 2 月下旬までであることから、最終的な調査結果名簿については、月別調査は当該年の 5 月中旬まで、基礎調査においては 5 月下旬までに提出することを予定している。